

告示

埼玉県告示第千四百四十九号

平成二十六年埼玉県告示第千三百九十八号（鳥獣保護区の更新について）に係る鳥獣保護区の区域を次のとおり変更する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

観音山鳥獣保護区

二 区域

秩父郡小鹿野町大字飯田地内の一般国道二九九号と小鹿野町道三〇六号線との接点を起点とし、同地点から同国道に沿って西に進み、小鹿野町大字三山三九〇番地先で一般国道二九九号と山道との接点に至り、同地点を山道に沿って北西に進み、尾根に至り、同地点から尾根に沿ってさらに北西に進み、小鹿野町大字飯田と同町大字藤倉との境界に至り、同地点を右折して同境界に沿って北東に進み、牛首峠に至り、同峠を左折して山道に沿って北西に進み、小鹿野町道を経て一般県道藤倉吉田線との接点に至り、同地点を右折して一般県道藤倉吉田線に沿って東に進み、秩父郡小鹿野町と同郡吉田町との境界を経て一般県道吉田万場線との接点に至り、同地点を右折して一般県道吉田万場線に沿って南東に進み、主要地方道皆野両神荒川線との接点に至り、同地点を右折して主要地方道皆野両神荒川線に沿って南に進み、秩父郡吉田町と同郡小鹿野町との境界を経て小鹿野町道三〇六号線との接点に至り、同地点を右折して小鹿野町道三〇六号線に沿って南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（千百八十一・三ヘクタール）

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

この区域は、県立西秩父自然公園の一角に位置し、二次林と植林地が混在する山林地域と田畑や住宅が点在する山村地域からなり、合角ダムのダム湖がある。大型哺乳類をはじめとして、多くの鳥獣が生息している。自然に対する理解を深め、鳥獣を保護することを目的とする。